

議案第20号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立障害者体育センター）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立障害者体育センター
- 2 指定管理者 米子市米原八丁目11番49号
株式会社TKSS
代表取締役 田 中 富士夫
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 障害者体育センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社TKSSを指定管理者として指定しようとするものである。